

次世代法に基づく行動計画策定説明会

次世代育成支援対策推進法では、常時雇用する従業員が101人以上の企業に「一般事業主行動計画」の策定・届出等を義務づけています。

そこで、次世代法の内容をご理解いただき、法に沿った行動計画策定・届出を行っていただくよう説明会と個別相談会を開催します。参加は無料です。

なお、平成26年4月23日に改正次世代法が公布され、法律の有効期限が平成37年3月31日までに延長されました！

そのため、従業員が101人以上の企業におきましては、平成37年3月31日まで、行動計画の策定・届出を行っていただく義務が生じます。

「行動計画の作り方を忘れてしまった」「届出をどのようにすればいいのかわからない」という企業もぜひご参加ください。

と き

- 第1回 平成26年7月15日(火) 9:30~11:30
- 第2回 平成26年7月15日(火) 13:00~15:00
- 第3回 平成26年8月22日(金) 10:00~12:00
- 第4回 平成26年8月22日(金) 13:30~15:30

ところ

- 九段第3合同庁舎11階 共用第1-1・1-2・1-3会議室
東京都千代田区九段南1-2-1(地図裏面)

TEL 03-6893-1100

交通機関

- ・地下鉄都営新宿線・東京メトロ半蔵門線・東西線 九段下駅
(6番出口)下車徒歩5分

対 象

労働者を101人以上雇用する事業主等

主 催

東京労働局(千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎)

内 容

★改正次世代法の概要 20分

★行動計画の策定・届出について 60分

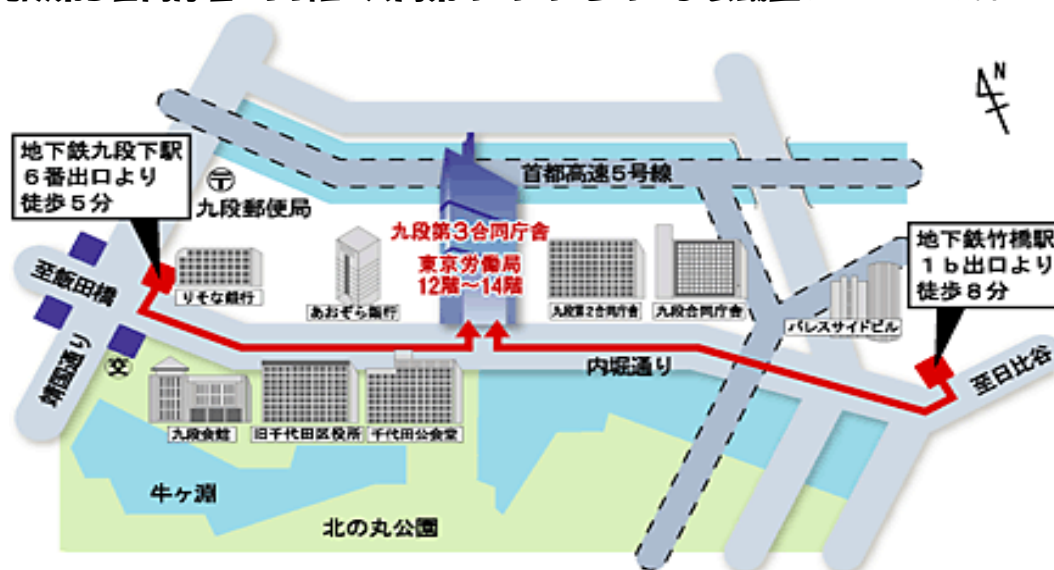
★個別相談 40分

※なお、改正次世代法の関係する省令・指針は今後定められる予定です。今回の説明会では改正次世代法の概要のみの説明となりますので、ご了承ください。

※省令・指針が定められ次第、改正次世代法セミナーを開催する予定です。

【会場のご案内】

○九段第3合同庁舎 11階 共用第1-1・1-2・1-3会議室(千代田区九段南1-2-1)



【お申し込み】

参加申込書に必要事項をご記入の上、ファクシミリで下記あてお申し込みください。

定員になり次第（各回とも250名）、締め切らせていただきます。
（定員に達した場合はご連絡いたします。申込者への参加票はお送りいたしませんので、当日、会場へお越しください。）

申込先 FAX 番号 **03-3512-1555**

★FAX 番号はお間違えのないようご確認のうえ、送信してください。

【問い合わせは】 東京労働局雇用均等室 電話 03-6893-1100

～ 参加申込書 ～

宛先：東京労働局雇用均等室あて FAX03-3512-1555

会社名及び 参加者氏名		(企業規模) 人
連絡先(電話)		
希望回(希望する回に ○をつけてください)	第1回(7/15 9:30開始) 第3回(8/22 10:00開始)	第2回(7/15 13:00開始) 第4回(8/22 13:30開始)
	個別相談希望 有 ・ 無	

お申し込みの際に提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営のみに使用し、説明会終了後速やかに廃棄します。